学校いじめ防止基本方針

目　　次

第１章　いじめ防止等の基本的な考え方・・・・・・・・Ｐ　１
第２章　いじめ対策のための組織　　・・・・・・・・Ｐ　２
第３章　いじめの防止のための対策　　・・・・・・・・Ｐ　３
第４章　いじめの早期発見　　・・・・・・・・Ｐ　４
第５章　いじめに対する措置　　・・・・・・・・Ｐ　５
第６章　重大事態への対応　　・・・・・・・・Ｐ　６
別紙１　いじめ防止に関する年間計画　・・・・・・・・Ｐ　７
別紙２　いじめ対応フロー図　　・・・・・・・・Ｐ　９
別紙３　事案発生時の聞き取りシート　・・・・・・・・Ｐ　10

静岡県立富士特別支援学校　富士宮分校

富士宮分校（以下「本校」という）では、「いじめ防止対策推進法」を受けて、学校としていじめをどのように認識し、どのように防止等の取組を行うかについての基本的な方針を以下のとおり策定して取り組んでいく。また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時、各学年の開始時に、生徒、保護者、関係機関に説明する。

第１章　いじめ防止等の基本的な考え方

１　いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」…（以上、「いじめ防止対策推進法」第２条によるいじめの定義から／「児童等」とは、児童生徒のことを表す）

この定義に示すとおり、いじめは上下関係や力関係に拠らずあらゆる関係性の中で発生しうるものであることを認識し、心理的又は物理的な影響等の面から多面的に注意を払う必要がある。また、いじめの判断の重要な要素として、「対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている点に留意する。

＊　いじめの表れの例としては、以下のようなものが考えられる。

・けんかやふざけ合い
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視をされる
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

いじめであるか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認して判断をする。

２ いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうり巻き込まれる可能性があるという認識が前提となる。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることにつながるため注意が必要である。また、集団の中では、規律が守られていなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりするなど、「傍観者」として見て見ぬふりをして関わらない生徒がいることにも気をつける必要がある。

なお、本校においては、障害の特性に伴うコミュニケーション上の課題から、意図せず相手を傷つけたり、誤解から「いじめられた」と受け止めたりすることによるトラブルが生じることがある。このようなケースについては、状況を慎重に見極めるとともに、自立活動の指導を通じ、生徒が自身の言動や相手の気持ちを振り返り、自ら考えて行動できるよう丁寧な支援を行っていくことが重要であると考える。

３　いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されるものではない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に向けた対応をしていく必要がある。

(1)　いじめの未然防止

いじめは、重篤化するほど深刻な状況を招き、対応が困難となる。また、目につきにくい「暴力を伴わないいじめ」についても、発見後の対応のみならず、未然防止に向けた取り組みが不可欠である。

未然防止の根幹は、一人一人の多様性を認め、すべての生徒が安心して自分らしく過ごすことができる学校づくりにある。生徒と教職員の心の通った人間関係の確立を心がけ、家庭との連携を密にしていく必要がある。さらに、生徒の自己肯定感や自己有用感を培うとともに、決まりを守ろうとする意識や人権を尊重する感覚を養っていくことが大切である。教職員が生徒に寄り添い支える中で、自分や相手の権利・立場をどう大切にすべきか、決まりは何のためにあるのかを生徒自らが考えて行動を選択できるよう丁寧な支援を行っていく。

(2)　いじめの早期発見・早期対応

表面化していないいじめが存在する可能性を常に念頭に置き、深刻化する前の初期段階で気付き対応する姿勢を大切にする。また、日頃から生徒との信頼関係を深めてわずかな変化にも心を配り、教職員間や保護者と迅速に情報を共有しながら対応していく。さらに、定期的なアンケートや個人面談などをとおして不安やストレスの状況を確認し、日頃から生徒の心身の状態に寄り添い、理解に努める関わりを重ねていく。

第２章　いじめ対策のための組織（いじめ相談・通報窓口）

「いじめ防止等対策推進法第22条」に基づき、本校内に、いじめの防止といじめの早期発見及びその対処等の中核となる組織を設置する。この組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とし、生徒・保護者からの相談に応じるとともに、いじめの疑いに関する通報窓口の機能を兼ねるものとする。

１　構成員

・校長、教頭、部主事、生徒指導主事、学年主任
・必要に応じて、学級担任や関係の深い教職員を委員に追加できるものとする
・ケースによっては、心理・医療・教育・警察、福祉等の専門家など、外部の専門家の協力を求めて対応をする。

２　組織の主な役割

・本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組計画の作成・実施・進捗状況の確認・検証に関すること
・生徒、保護者、教職員、地域等からのいじめに関する相談及び通報の受け付けに関すること
・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と調査、記録、共有に関すること
・いじめの疑いに関する情報を入手した場合の緊急会議の開催と、会議結果を受けての指導や支援体制及び対応方針の決定等に関すること
・教育委員会との連絡・報告・相談に関すること
・いじめ対策に関するその他の関係機関との連携等に関すること　　等

３　学校評価による取組の改善

・いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成を評価する。

第３章　いじめ防止のための対策

１　人づくりを重視した教育の推進と自己肯定感の育成

校訓（「誠実　努力　笑顔」）を重視した「人づくりの指導」をとおして、学校生活全体の中で、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、心の通う人間関係作り、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養っていく。

また、本校では校訓を大切にした教育を軸として、生徒の自己肯定感を培う指導を教育方針の柱としている。生徒が努力して達成感を味わったり、褒められたり、認められたりする経験を重視した教育を意図的に設定する。それらの経験の中で培われた自己肯定感や自己有用感を土台として、他者を認める心や人を思いやる心を育てていく。

２　人間関係づくり

学級や学年の活動、生徒会活動を通して、生徒同士の仲間意識を育んでいく。教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、ホームルーム活動等において生徒同士がお互いの長所や努力している点に着目して発表し合う場面を設定することで、互いの個性や違いが認め合える人間関係作りに努める。

また、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組むことも有効と考える。

３　障害の特性に応じたコミュニケーション支援

障害の特性による伝えづらさや捉え方の違いなどから、悪意はなくとも相手を傷つけてしまったり、すれ違いから「いじめられた」と感じてしまったりする場面が生じることがある。このようなケースについては、自立活動の時間と関連させながら、いじめが相手に与える影響について考え、誰もが安心して過ごせる関係性を生徒自らが築いていけるよう、丁寧に支援していく。

４　「インターネット上のいじめ」の未然防止

インターネット上のいじめに関するトラブルを予防するため、情報モラル教育を教育課程の中に体系的に位置付け、インターネット上における何気ない発言が相手を深く傷つけることや、一度拡散された情報は消去が困難であることなど、インターネット上の不適切な言動が重大ないじめにつながることを正しく理解できるよう指導する。

外部講師を招いた情報モラル講習会を開催し、発信者としての責任とトラブルへの対処法を指導する。

家庭におけるインターネット利用に関するルールづくりの重要性について、保護者会や学年だより等を通じて啓発を行う。インターネット上のトラブルが疑われる場合は、保護者と速やかに情報を共有し、連携して対応にあたる。

５　教職員への理解促進及び研修の実施

すべての教職員を対象に、本方針や対応フローの周知、障害特性の理解、人権チェックリストによる自己点検を行う研修を、新年度開始時および年間計画に沿って計画的に実施する。さらに、具体事例を活用したケーススタディ研修や実施後の評価・検証を取り入れ、未然防止、早期発見及び組織的対応に関する教職員の資質向上を図る。

６　いじめ防止に関する年間計画

いじめ防止に関する年間計画については、別紙1「いじめ防止年間計画」のとおりとする。

第４章　いじめの早期発見

いじめの認知については、件数が多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要であり、いじめの存在を把握しなければ対策へとつなぐことができないことから、できる限り早い段階で認知し、対応するという姿勢を持ち、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組んでいく。

１ アンケート、聴き取り調査の実施

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート又は聴き取り調査等を行う。

２　個別面談及び三者面談の実施

ホームルームの時間を活用するなどして、生徒と教職員との面談を実施し、悩みの有無やいじめにつながる状況等を早期に把握する。また、定期的に実施している三者面談（生徒・保護者・教員）を活用して、生徒のいじめの早期発見に役立てる。

３　保護者や地域との協力・連携

保護者や地域の方々が生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に連絡・相談できるような関係を作るよう日頃から心掛ける。保護者に対しては、日頃の指導の成果を示すとともに、連絡帳や学年だより、学年懇談会、三者面談等を活用して信頼関係の構築に努める。また、地域に対しては、各種団体との交流、地元企業等での作業学習、販売会への参加をとおして、学校及び生徒に対する理解の促進に努める。

４　校内相談窓口の設置

生徒および保護者からの相談、ならびに周囲の目撃情報や教職員からの報告に、迅速かつ組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会（教頭、部主事、学年主任、生徒指導主事）や養護教諭を、校内のいじめ相談・通報窓口として位置付ける。 教職員は、いじめの疑いや微細な変化を察知・目撃した場合、直ちに本窓口へ報告を行わなければならない。

５　欠席が続いた場合の対応

欠席日数	対応
２日目	電話連絡　保護者・生徒
５日目	電話連絡　保護者・生徒
７日目	生徒指導委員会にて今後の対応を検討

６　いじめの疑いへの早急な対応及び報告手順

教職員がいじめに関する相談・報告を受けた場合やいじめの疑いを認知・察知した場合は、直ちにいじめ防止対策委員会へ情報を共有し、学校として速やかに組織的な対応を開始する。教職員の報告および初期対応の具体的な手順については、別紙2「いじめ対応フロー図」のとおりとする。事実確認にあたっては、関係生徒の状況や障害特性に配慮しながら、周囲の状況も含めて丁寧に行う。聞き取りの際は教員の主観や予断を排し、複数体制で、別紙3「案発生時の聞き取りシート」を用いて詳細かつ正確な情報収集を行い、同委員会において組織的ないじめの認知を行う。さらに、事案の状況に応じて関係機関や専門機関等の外部機関とも連携を図りながら、適切かつ迅速な対応に努める。

第５章　いじめに対する措置

１　早期解決のための組織的な対応

いじめに関する相談や報告を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われる情報を得たりした際は、まずは生徒や保護者の不安や苦しみに寄り添い受け止める。

２　早期解決のための事実確認

相談や報告を受けた後は、直ちにいじめ防止対策委員会へ情報を共有し、学校として速やかに組織的な対応を開始する。関係生徒の状況や特性に配慮しながら、周囲の状況も含めて丁寧に事実関係を確認し正確な情報収集と事実確認を行うとともに、組織としていじめの認知を行う。必要に応じて外部機関とも連携を図りながら、適切かつ迅速な対応に努めていく。

３　いじめを受けた生徒に対する配慮と支援

いじめを受けた生徒の不安の除去に努め、安全を確保する。ケースに応じた方法でいじめを行った生徒を指導し、いじめを受けた生徒が安心して学習等に取り組める教育環境の確保に努める。

４　いじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒には、行った行為の重大さとその責任を自覚させるよう毅然とした指導を行う。その際、障害の特性も考慮し、分かりやすく段階を追った指導を試み、今後の改善に向けた指導を心掛ける。なお、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に懲戒を加えることもある。

５　保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者には迅速に事実関係を伝え、当該生徒の安全確保の方法等を説明して不安を除去する。また、学校の対応方針と具体的な対策を保護者に提示し、学校と家庭が協力して当該生徒を見守る体制を作る。

いじめを行った生徒の保護者には、迅速かつ丁寧に確認された事実関係を伝えるとともに、学校としての指導や支援の方針を説明して理解と協力を求める。また、当該生徒が言動を振り返り、相手の気持ちや望ましい行動について自ら考えていけるよう、学校と家庭が連携して支える体制を作る。

６　関係機関との連携

学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかったり、解決の方向に進まなかったりする場合には、児童相談所、警察、人権啓発センターや法務局等の関係諸機関と連携しながら対処する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに教育委員会へ報告して指示を仰ぐとともに、その指導の基、関係機関と密に連携して対応を進める。

７　他の生徒たちへの指導

いじめの問題を当事者だけの問題にとどめず、学部集会や学年集会等を活用し、全校や学年の課題として全員で共有する。いじめは許されない行為であることを確認するとともに、どうすればお互いを大切にできるかを生徒自身が考え、誰もが安心して過ごせる集団づくりに主体的に関われる機会としていく。

８　いじめの「解消」の定義

いじめに関わる行為が少なくとも３か月を目安として止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要であり、いじめが「解消している」状態に至っても再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要となる。

第６章　重大事態への対応

「第５章　いじめに対する措置」を基本的に押さえた上で、以下の点について留意し「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン（令和６年８月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

１　重大事態の認知

重大事態とは次の場合をいう

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

・生徒が自殺を企図した場合
・生徒が精神性の疾患を発生した場合
・生徒が身体に重大な障害を負った場合
・生徒が金銭を奪い取られた場合　　等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

２　教育委員会への報告と連携

重大事態が発生した場合には、直ちに静岡県教育委員会（以下、「教育委員会」という）へ報告し、必要な指導及び支援を仰ぐ。また、経過についても随時報告をする。

３　重大事態についての調査

教育委員会の判断により、速やかに教育委員会又は学校のもとに調査のための組織を設置し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

教育委員会のもとに調査の組織が設置された場合には、教育委員会の指示の基、資料の提出など、調査に協力をする。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、速やかに調査を行う。

４　校内への対応

教職員に調査経過結果を説明し、学校としての対応について周知徹底する。必要に応じて全校集会や保護者会を開き、学校としての対応等を説明する。

また、生徒が動揺し、教育活動への影響が危惧される場合は、静岡県こころの緊急支援チームの派遣を要請する。

５　報道機関への対応

報道対応をはじめとする情報発信の際は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に対して特別の注意（倫理観を持った取材等）をはらう必要がある。

別紙１「いじめ防止に関する年間計画」

月	対象			内容	場面・方法
	職員	生徒	保・地		
4	○			基本方針・人権教育全体計画策定・確認	職員会議
		○	○	校則・基本方針確認	学部集会
		○		個別面談	各担任
	○			生徒理解研修	職員研修
	○			教職員人権チェックリスト実施	職員研修
	○			人権研修	職員研修
	○			いじめ防止対策委員会①	関係会議
5	○		○	三者面談	各担任
		○		個別面談	各担任
			○	学校運営協議会での情報交換	関係会議
	○			いじめ防止対策委員会②	関係会議
6		○		学校生活アンケート	各担任
	○			いじめ防止対策委員会③	関係会議
		○		個別面談	各担任
	○			人権研修	職員研修
7		○		SNS 講座（外部講師）	学部集会
		○		個別面談	各担任
			○	学校評価保護者アンケート	職員会議
	○			いじめ防止対策委員会④	関係会議
8	○			生徒指導研修	職員研修
9		○		個別面談	各担任
	○		○	三者面談	各担任
	○			いじめ防止対策委員会⑤	関係会議
10		○		個別面談	各担任
	○			教職員人権チェックリスト実施	職員研修
	○			人権研修	職員研修
11		○		学校生活アンケート	各担任
		○		個別面談	各担任
	○			いじめ防止対策委員会⑥	関係会議
			○	学校運営協議会での情報交換	関係会議

月	対象			内容	場面・方法
	職員	生徒	保・地		
12			○	学校評価保護者アンケート	職員会議
		○		SNS 講座（外部講師）	学部集会
		○		個別面談	各担任
1	○			教職員人権チェックリスト実施	職員研修
	○			基本方針・人権教育全体計画見直し	関係会議
		○		個別面談	各担任
	○			いじめ防止対策委員会⑦	関係会議
2		○		学校生活アンケート	各担任
		○		個別面談	各担任
	○		○	三者面談	各担任
			○	学校運営協議会での情報交換	関係会議
3		○		個別面談	各担任
		○		SNS 講話	学部集会

いじめ対応フロー図

発見

いじめの疑い

◆いじめの現場を発見
◆日常の観察(「サイン」や「変化」)
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報 等

24時間以内に対応

情報収集(聞き取り)・安全の確保

必ず複数の職員で対応

■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように

【聞き取りの際の注意事項】
①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

報告・共有・組織対応

最優先

抱え込まず　即報告

◎学年主任
◎生徒指導主事
◎校長・教頭・部主事 等

学校いじめ対策組織

3日以内に開催

いじめの疑いの段階で開催(組織で判断)

◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解

助言

【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールサポーター
・スクールロイヤー など

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
(担任・学年主任・養護教諭等)

■ 初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況 等
(2)対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働

■ メンバー
校長・教頭・部主事
生徒指導主事
学年主任　担任
養護教諭　特別支援コーディネーター など

保　護　者
教 育 委 員 会
警　察
医 療 機 関

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること
(少なくとも3か月間)
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの未然防止に向けた取組

別紙3 「事案発生時の聞き取りシート」

聞き取りシート

対象者区分	☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 ☐ その他（目撃者・情報提供者等：　　）		
学部・学年・組	学部： ＿＿＿＿年＿＿＿＿組	**対象者氏名**	**氏名：**
聞き取り日時	令和　　年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分		
聞き取り者	氏名：	**記録者**	氏名：

トラブル・事案の発生状況（発端・きっかけなど）	
いつ (日時・時間帯・頻度)	※いつ起きたか、いつから続いているか記入してください。
どこで (発生場所)	※教室、廊下、校庭、登下校時、ネット上など具体的な場所を記入してください。
誰が / 誰から (関係人物)	※関わっている人物（相手・周囲の目撃者など）を記入してください。
何をされたか / 何をしたか (具体的な内容・発端)	※言動、行われた行為、きっかけや理由など客観的な事実を記入してください。
対　応 (聞き取り後の指導・連絡)	※聞き取り時の児童生徒の様子、行った指導・ケア、保護者連絡、今後の対応計画等を記入してください。

関係教職員による情報共有・対応記録　事案についての情報共有
管理職（　校長　　教頭　）　　部主事　　養護教諭
1年部（　　）
2年部（　　）
3年部（　　）